

堺市障害者施設等に係る物価高騰対応支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍において電気、ガス料金等に係る物価高騰の影響を受けている障害者施設等（障害福祉サービス等の事業に係る施設又は事業所をいう。以下同じ。）の負担を軽減し、利用者へ安定的にサービスを提供することができるよう支援することを目的として、当該障害者施設等に対し物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で支給することについて必要な事項を定める。

(支給の対象者)

第2条 支援金の支給の対象者は、第1号又は第2号に掲げる障害者施設等（第3号又は第4号に該当するものを除く。）のいずれかを運営する法人とする。

- (1) 令和4年10月1日時点において、本市の区域内に所在し、かつ、本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく指定又は登録（別表の施設等種別欄に掲げる事業に係るものに限る。）を受けている障害者施設等（同日の時点において休止しているものを除く。）
- (2) 令和4年4月1日から同年9月末日までの期間に本市において補装具費（障害者総合支援法第5条第25項に規定する補装具の購入等に要した費用をいう。）の支給決定に至った申請に係る補装具の提供を行った事業所
- (3) 第4条に規定する申請に係る日の時点において休止し、又は廃止している障害者施設等
- (4) 本市において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するものにその管理を行わせている障害者施設等

2 前項の規定にかかわらず、その代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等に、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者がいる法人は、支援金の支給の対象としない。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号の規定により算出して得た額とする。この場合において、次の各号のいずれにも該当する対象者に係る支援金の額は、当該各号の規定により算出して得た額を合計した額とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる障害者施設等を運営する法人 その法人が運営する当該障害者施設等（令和4年10月1日時点において休止しているものを除く。）について、別表の施設等種別欄の区分に応じそれぞれ同表の支援金の額欄に定める額を合計した額
- (2) 前条第1項第2号に掲げる事業所を運営する法人 その法人が運営する当該事業所1事業所につき、10,000円

(申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、堺市障害者施設等に係る物価高騰対応支援金支給申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、

令和5年2月20日までに市長に提出しなければならない。

(支給決定及び通知等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、支援金を支給することを決定する。この場合において、当該支援金の支給は、1法人につき1回限りとする。

2 市長は、前項における支給決定を行った場合は、申請者に対し、申請書に記載の金融機関口座へ支援金を支払い、支給決定の通知とする。

3 市長は、第1項の審査の結果、支給することが適当でないと認めるときは、その旨を堺市障害者施設等に係る物価高騰対応支援金却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(報告等)

第6条 市長は、支援金に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し質問及び調査をすることができる。

(支給決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による支援金の支給決定を取り消し、堺市障害者施設等に係る物価高騰対応支援金支給決定取消通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金を受給したとき。

(2) 申請者がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長において支援金を支給することが不適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定を取り消した場合は、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。

別表（第2条関係）

施設等種別	支援金の額
施設入所支援	1施設につき 550,000円
共同生活援助及び生活介護	1事業所につき 150,000円
自立訓練（宿泊を伴うものに限る。）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型及び就労継続支援B型	1事業所につき 100,000円
就労移行支援、児童発達支援、放課後等デイサービス及び短期入所	1事業所につき 70,000円
就労定着支援、自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援及び移動支援	1事業所につき 10,000円